

高齢者・障がい者施設の皆様へ

～ 新型コロナウイルス感染症再拡大防止に向けた
福祉施設従事者の予防的検査の対象を拡大します ～



岐阜県内でも、第4波において、これまでを大きく上回る感染者が確認され、外部との接触機会の多い通所・訪問系事業所においても、大規模な感染が発生しています。

現在、ワクチン接種が進められていますが、感染力の強い「変異株」への急速な置き換わり、夏季期間中の人流増加など、感染再拡大のリスクも高まっており、引き続き最大限の警戒が必要です。

そこで、県では、福祉施設での感染を早期に探知し拡大を防ぐため、対象を通所・訪問系事業所へも拡大し、予防的検査を実施します。

各施設におかれましては、施設の利用者・従事者を守り、また地域の医療を守るため積極的に検査受検をお願いします。

予防的検査の内容

○事業期間 令和3年7月～9月

○対象施設

高齢者施設

＜居宅介護サービス（訪問、通所、短期入所）、居宅介護支援事業所等＞
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、介護予防支援、介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型）

障がい者施設

＜入所系サービス＞
障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設
＜居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービス、計画相談事業所等＞
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立生活援助、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援

○対象者 対象施設の従事者

※予防的検査は症状のない方が対象となります。症状のある方はすぐに医療機関を受診してください。

○検査方法 唾液によるPCR検査

※詳しくは、岐阜県高齢福祉課のホームページをご覧ください

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/166927.html>

	7月	8月	9月
PCR検査 ※月に1回程度(期間中2回)	第1回検査 検査機関→施設 検査キット配布、回収	第2回検査	第2回検査 検査機関→施設 検査キット配布、回収

予防的検査で感染が判明した場合の対応

予防的検査で職員に感染が判明した場合には、施設内での感染拡大を防ぐため、別紙の「新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応フローチャート」により、以下の対応をお願いします。

【初動対応】

(1)第一報 (2)感染疑い者への対応 (3)消毒・清掃等の実施

【感染拡大防止体制の確立】

(1)保健所との連携 (2)濃厚接触者への対応 (3)職員の確保
(4)防護具、消毒液等の確保 (5)情報共有 (6)業務内容の調整
(7)過重労働・メンタルヘルス対応 (8)情報発信

感染者が発生した施設に対しては、以下のとおり県から支援を行い、サービス提供体制の継続を支援します。

【県の支援】

(1)感染症対策専門家による助言・指導(入所・訪問)

感染症対策専門家によるオンライン指導等により、施設内のゾーニングや個人防護具の使用法、利用者支援の各場面における感染防止対策などを助言・指導します。

(2)個人防護具の供給(入所・訪問)

施設で個人防護具が不足する場合は、県から速やかに供給します。

(3)他施設からの応援調整(入所)

感染発生施設で人員不足となった場合、まずは同一法人からの応援職員確保となりますが、その応援職員を派遣した施設への他法人からの応援職員派遣など、以下の応援調整を行います。

- ①法人内他施設(感染発生施設へ職員派遣した施設)への応援職員の派遣
- ②入所サービス継続のための人員確保支援(関連通所施設の利用者受入れ)
- ③食事提供が困難な場合の他施設からの支援

(4)サービス提供体制確保のための支援

感染発生に伴う、緊急時の人材確保に係る費用や職場環境の復旧・環境整備に係る費用について、施設種別に応じた上限額に基づき、補助を行います。

【問い合わせ先】

○福祉入所施設の予防的検査に関すること

岐阜県 福祉施設社会的検査チーム

電話 058-272-1111 内線2376、2235、4825、4826

○施設内で感染(疑い)者が発生した場合の感染拡大防止対策、支援に関すること

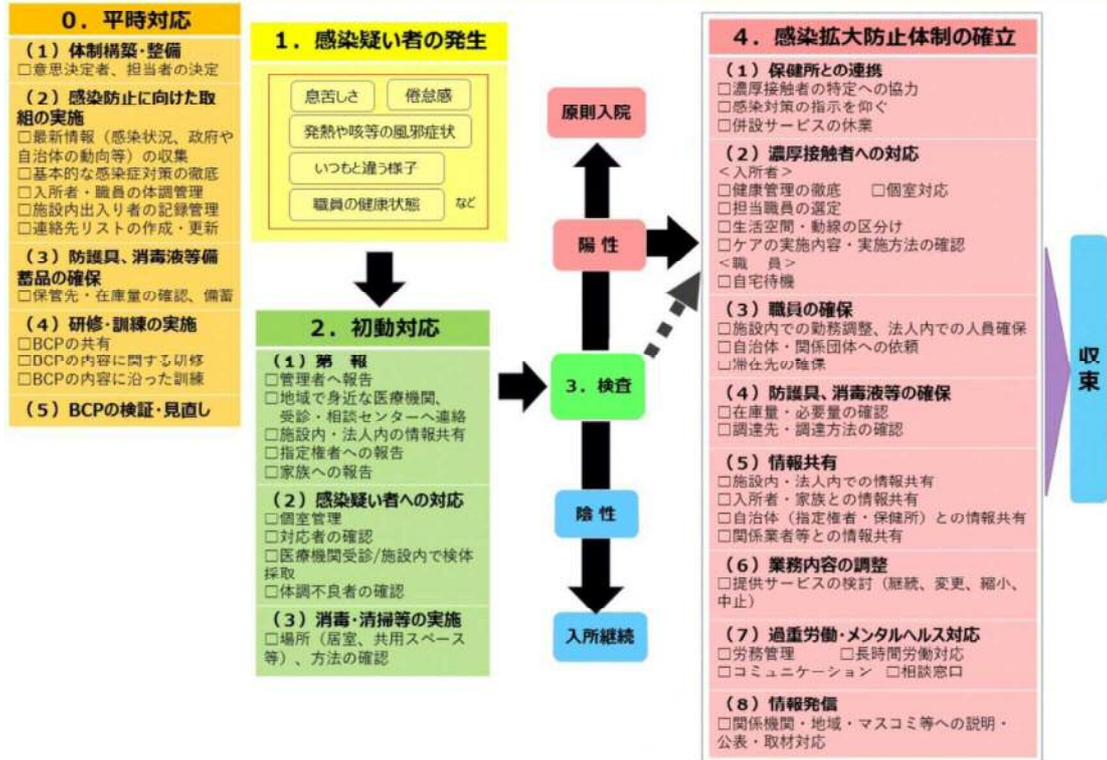
岐阜県 健康福祉部 高齢福祉課 事業者指導係、施設整備係

電話 058-272-1111 内線2600、2598

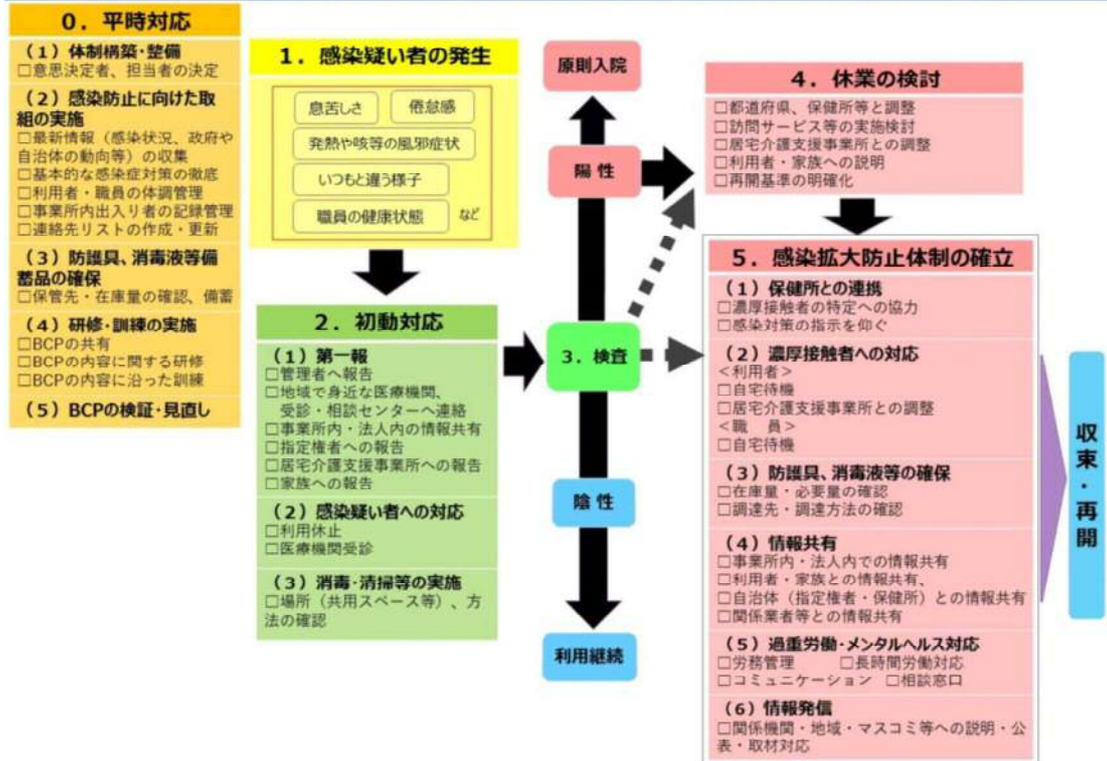
健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

電話 058-272-1111 内線2686

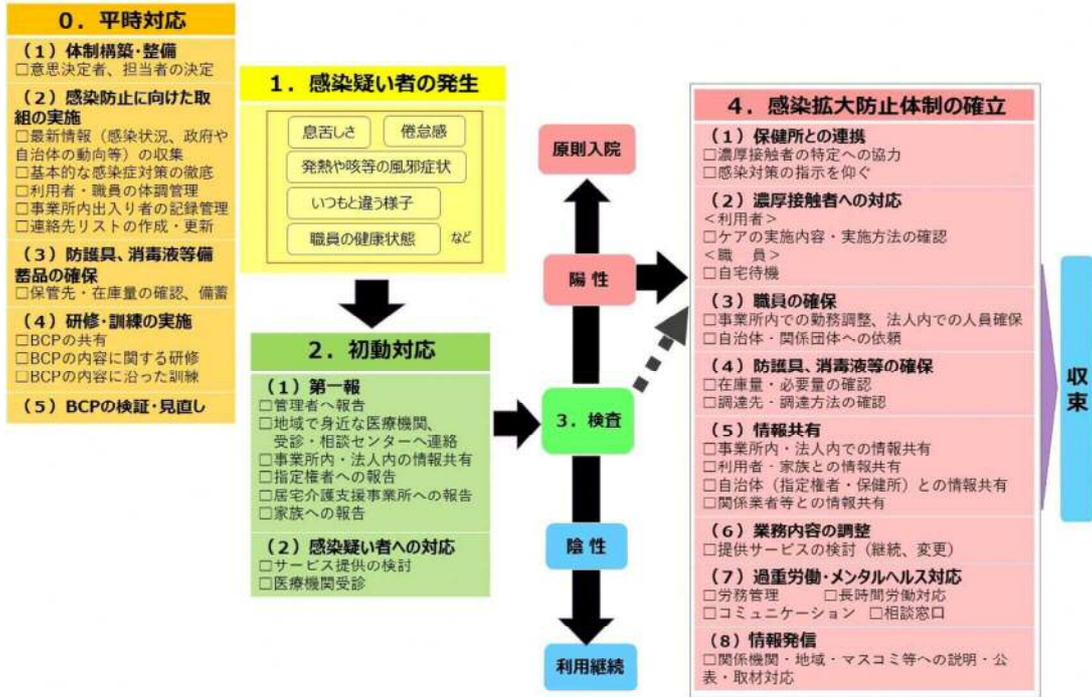
新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応フローチャート（入所系）



新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応フローチャート（通所系）



新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応フローチャート（訪問系）



収束

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発症時の業務継続ガイドライン」
 （令和2年12月 厚生労働省老健局）より抜粋